

船員に係る手続き等の弾力的な運用について

1. 弾力措置の期間及び対象

今般の令和6年能登半島地震の影響の大きさに鑑み、当該地震により被災した船員及びその他やむを得ない事情がある者について、当分の間、弾力的な措置を講じます。

2. 弾力的な措置の内容

(1) 船員法関係

○船員手帳を紛失等された方

事後の受有、再交付要件の緩和及び雇用契約等の情報を弾力的な対応で確認します。

○危険物等取扱責任者資格の認定の有効期間更新をされる方

更新時期を超えた場合においても、事後的な更新を認めます。

(2) 船員職業安定法関係

○乗組員の確保のための弾力的な運用

雇用船員の被災等に伴い、乗組員を確保できない海運事業者については、交替要員として、他の海運事業者からの出向船員を乗り組ませることを認めます。

なお、詳細は、各地方運輸局等にお問い合わせ下さい。また、従前同様、郵送による対応も行います。

その他、ご不明点等ございましたら、下記連絡先までご連絡下さい。

海事局船員政策課担当

(1) 関係 菅澤、中川、高島 (内線 45-116、45-143、45-144)

(2) 関係 青木、平岡、小野塚 (内線 45-155、45-157、45-153)

代表 03-5253-8111 / 直通 03-5253-8647